

「鴨公園運動施設ナイター照明器具更新事業（リース契約）」

公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

高石市役所土木部土木管理課

鴨公園運動施設ナイター照明器具更新事業（リース契約）
公募型プロポーザル実施要領

第1条 事業目的

HID ランプ及び蛍光灯等照明器具の生産終了、電気使用料金の高騰、等に対応するため、運動施設のナイター照明を LED 照明に更新するもの。

なお、実施にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるために、事業者からの優れた技術力及びノウハウの提案を受け、また、周辺環境への影響を抑えつつ施設利用者に良質な活動環境を提供できるよう、最も優れた提案者を選定する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

第2条 事業概要

(1) 事業名称

鴨公園運動施設ナイター照明器具更新事業（リース契約）

(2) 事業内容

- ① 事業者は、高石市と締結する本事業契約に基づき、LED 照明（以下「本設備」という。）を導入し、契約期間内において、維持管理を含める包括的サービス（以下「本サービス」という。）を提供する。
- ② 事業者は、本事業契約期間内に、本設備の維持管理を自らの責任で行う。

(3) 契約期間等

- ① 契約期間 10 年
- ② リース開始日 令和 9 年 2 月 1 日
- ③ リース終了日 令和 19 年 1 月 31 日

(4) 事業場所

鴨公園運動施設（高石市西取石 6 丁目地内）

(5) 提案上限額

78,276,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※金額は契約額や予定額を示すものではなく、提案にあたっては上記金額を超えないことに留意すること。なお、限度額を超えた提案は無効とする。また、消費税額は 10% で算出すること。

(6) 支払方法

月払（令和 9 年 2 月より 120 回払）

(7) 事務局

高石市役所土木部土木管理課交通公園係

郵便番号：〒592-8585

住所：高石市加茂4丁目1-1

電話番号：072-275-6417（直通）

FAX：072-275-6482

E-mail：kouenryokka@city.takaishi.lg.jp

※業務日時：月～金 午前9時から午後5時30分まで

第3条 参加条件

(1) 参加者

- ① 参加者は、本事業を行う能力を有する単体企業あるいは複数の事業者が共同で提案するグループ（共同事業体）とする。
- ② グループで応募する場合は、事業役割を担い、契約者となる代表者を1者選定する。その代表者が高石市との連絡窓口となり、契約書等諸手続き等の調整を行い、業務遂行全般の責を負うものとする。
- ③ 参加表明時は、参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ④ 参加者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、優先交渉権者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。
- ⑤ 参加者は、次の役割の全てを担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担する。

ア 事業役割：高石市との契約等諸手続きを行い事業遂行の責を負うこと。

イ 施工役割：施工に関する業務を実施すること。

ウ 調査設計役割：調査・設計に関する業務を実施すること。

エ その他役割：上記ア～ウ以外の業務（維持管理、本設備の供給等）を実施すること。

※事業を担う企業、施工役割を担う企業、調査設計役割を担う企業、その他役割を担う企業が異なる場合には、構成員の間で交わされた協定書等を当該事業の契約までに、その写しを高石市に提出すること。なお、その協定書等には、グループの構成員が、本業務途中における破産または解散した場合の処置について、残存構成員が共同連帯して当該事業を履行する旨を示す条項を含むこと。

(2) 参加者の資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

- ① 契約者となる代表者は、高石市の入札参加資格登録業者（大業種：リース）であること。
- ② 参加者のいずれかは、大阪府内に本店もしくは、支店、営業所があること。
- ③ 参加者は、「第6条（1）参加表明書及び参加確認書類の提出」に示される提出書類により本提案募集の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ④ 参加者は、LED 照明灯賃貸借の履行実績（契約中を含む）があること。
- ⑤ 参加者は、各種対策により、対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であること。
- ⑥ 参加者は、事業運営・維持管理を円滑に行うため迅速に対応ができること。
- ⑦ LED 機器の製造会社は、品質マネジメントシステム ISO9001 及び環境マネジメントシステム ISO14001 を取得し、日本企業であり、日本企業において過去 10 年間にわたり本施設同種の LED 照明器具の製造・販売を行っていること。また、国内メーカー製の製品とする。

(3) 参加資格の制限

次に掲げる者は、参加者の構成員となることができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 高石市競争入札指名停止要綱による入札参加停止の措置を受けている者
- ③ 本実施要領の公告の日から提案書提出日までの期間に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者
- ④ 高石市暴力団排除条例に規定する者
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項または第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、再生手続開始の決定を受けたものについては、その旨を証する書面を提出すること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされた者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けたものについては、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

す。なお、更生計画の認可の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。

⑦ 国税及び地方税を滞納している者

(4) 参加に関する留意事項

① 費用負担

参加に係るすべての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

② 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、参加者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で高石市に帰属するものとする。また、高石市は参加者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

③ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

④ 高石市からの提出資料の取り扱い

高石市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑤ 1参加者の複数提案の禁止

1参加者は、1つの提案しか行うことができない。

⑥ 複数の参加者の構成員となることの禁止

1参加者の構成員は、他の参加者の構成員となることができない。

⑦ 構成員の変更の禁止

参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、高石市と協議を行い、高石市がこれを認めたときはこの限りではない。

⑧ 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考書類を求めることがある。

⑨ 虚偽な記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載を行わなかった場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

第4条

(1) 参加者

本提案募集への参加者は、「第3条(2)参加者の資格」で定める資格要件を満たし、また、参加者の資格制限に該当しない者とする。

(2) 参加資格要件の確認

参加表明したものの参加資格要件を確認し、条件を満たした参加者に対し、提案書の提出を文書で要請する。また、最優秀提案の選定は、提案内容を審査し、最優秀提案を1者選定する。

(3) 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、高石市との間で包括的管理計画(最終提案)書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を進めるものとする。

(4) 契約事業者の選定

優先交渉権者は、高石市と協議が整えば契約を締結し、契約事業者となるものとする。なお、契約までの費用については、最優秀提案者の負担とする。

第5条 事業者選定のスケジュール等

(1) 日程

① 公告日	令和8年7月8日(水)
② 現場調査期間(月～金)	令和8年7月8日(水)から 令和8年7月16日(木)まで
③ 質問書の期限	令和8年7月16日(木)午後5時まで
④ 質問書に対する回答	令和8年7月22日(水)
⑤ 企画提案参加申込書提出期限	令和8年7月28日(火)午後5時まで
⑥ 参加資格審査結果通知	令和8年8月3日(月)午後5時まで
⑦ 提案書の受付	令和8年8月25日(火)午後5時まで
⑧ プレゼンテーション審査	令和8年8月28日(金)午後(予定) 日時は8月25日(火)までに連絡。
⑨ 審査結果通知	令和8年9月初旬(1日予定)
⑩ 業務に係る協議	令和8年9月上旬
⑪ 本契約締結	令和8年9月中旬以降
⑫ 詳細協議、事業計画書作成	令和8年10月下旬まで
⑬ 工事期間	令和8年11月上旬～令和9年1月中旬
⑭ 検査	令和9年1月下旬
⑮ 供用開始	令和9年2月1日

(2) 実施要領の配布

高石市ホームページに掲載するほか、下記の場所において配布する。

① 日時

令和8年7月8日（水）午後2時から令和8年7月28日（火）午後5時まで

② 配布場所

高石市役所土木部土木管理課交通公園係

住所：高石市加茂4丁目1-1 5番窓口

電話番号：072-275-6417（直通）

(3) 実施要項に関する質問受付及び回答

① 質問の方法

本実施要領及び仕様書等に関する質問につきましては、電子メール及びFAXのみの受付とする。電話及び口頭並びに持参等は不可とする。

質問書は任意様式とするが、件名を「鴨公園運動施設ナイター照明器具更新事業（リース契約）に係る質問」とし、下記までに送付するものとする。

なお、必ず事業者名、担当者名、連絡先を記入すること。

② 送信先

E-mail：kouenryokka@city.takaishi.lg.jp

FAX:072-275-6482

③ 質問受付期限

令和8年7月17日（金）午後5時まで

④ 回答

回答は、高石市のホームページにて公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答書は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

第6条 参加表明

(1) 提出書類

① 企画提案参加申込み

次に示すア～キを提出すること。

ア 参加申込書兼誓約書 ----- 様式1号

グループで参加する場合は参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、その他役割）を明確にする。

イ 企業の業務実績 ----- 様式2号

ウ 管理技術者の資格・業務実績 ----- 様式3号

エ 担当技術者の資格・業務実績 ----- 様式4号

オ 照査技術者の資格・業務実績 ----- 様式5号

カ 参加表明書チェックリスト ----- 様式6号

キ 共同企業体協定書の写し（該当者のみ） ----- 様式A

（以下については、高石市契約規則第6条第1項に規定する入札参加資格に未登録の場合は提出すること。設計共同隊での参加の場合、代表構成員のみで可）

- ・ 履行事項全部証明書（写し可）
- ・ 直近年度の納税証明書
- ・ 直近の財務諸表および業務報告書の写し

② 提出期限

令和8年7月28日（火） 午後5時まで

③ 提出方法及び提出先

提出書類は、持参または郵送で事務局に提出すること。郵送の場合は、受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は、参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

(2) 参加資格確認結果の通知

参加資格の結果は、高石市からすべての参加者（代表者）に電子メールで通知する。

① 通知日

令和8年8月3日（月） 午後5時まで

第7条 提案書

(1) 提出書類

企画提案書（①ア～ク）及び見積書を提出すること。

企画提案書については、専門的知識を有しない者であっても理解できるような分かりやすい表現とし、専門用語を使用する必要がある場合には、必要に応じ注釈をつけること。

① 企画提案書

ア 提案書（基本方針・スケジュール・事業実績）（様式7）

提案全体の概要、基本方針、実施スケジュール、事業の実績について記載すること。また、グループの場合は、その役割分担等を記載すること。

イ 提案書（調査・設計・工事計画等）（任意様式）

現地調査及び工事期間中における仮設計画や施工方法、安全管理の方法、施設運営・業務の継続に対する配慮、既設照明設備撤去後の処理方法について記載すること。

また、現地調査及び工事期間中の連絡体制について記載すること。

ウ 提案書（使用機器及び付属品に関する提案）（任意書式）

使用機器及び付属品の選定基準（品質や性能、使用中の安全性等）について、

具体的に記載すること。

エ 提案書（光害対策）（任意書式）

光害対策ガイドライン（環境省）を参考に対策について記載すること。

オ 提案書（保守管理）（任意書式）

賃貸借期間中に照明器具に不具合が生じた際や災害時等緊急事態が発生した際の連絡体制について記載すること。また、照明器具に不具合が生じた際の責任分担とその判断基準について記載すること。

カ 提案書（既設照明・提案 LED 照明リスト及び試算表）（任意様式）

提案する製品の仕様・型番・メーカー・定格光束値・消費電力・数値を記載すること。

キ 提案書（既設照明の廃棄）

既存の機器の廃棄処理の対応について記載すること。

ク 提案書（その他の提案）

本業務の推進にあたり、またはそれに関連して仕様書以外に提案できることや創意工夫している点等について記載すること。

② 見積書（任意様式）

鴨公園運動施設ナイター照明器具更新事業（リース契約）（総額金額及び年額リース料）の各費用積算が確認できる見積書（税抜き）を作成すること。また、内訳として、調査費、設計費、工事費、その他必要な経費を施設ごとに任意様式に明記し、提示すること。

③ 提出方法

書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 8 部（正本 1 部、副本 7 部）事務局に提出すること。

提出書類は、持参または郵送で提出すること。郵送の場合は、受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は、参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

④ 提出期限

令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時まで

(2) 提案書における提示条件

① 当該事業の仕様書に合った製品を使用し、更新計画に基づき工事实施が可能であること。

② 材料置場、駐車場は事業場所の敷地内や既存建築物の一部を使用可能とする。それらの仕様にあたっては市担当者と協議するものとする。材料置場や駐車場が不足する場合には、事業所の負担で敷地外にて調達するものとする。

③ 対象施設内における工事用電力や上下水道の利用は、原則有償で可能とする。その他既設設備（照明、便所等）の利用は、可能とする。利用する場合は、設備を

きれいに保つこと。

④ 事業者で設置した設備には、判別できるシール等を明示すること。

(3) その他留意点

① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとする。

② 各提案書類には、各ページの下中央に提案書類ごとの通し番号をふること。

③ 企画提案書（任意書式）により提案書類の構成を示したうえで、各提出書類に提案書表紙をそれぞれ付し、A4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4 版以外の用紙については、A4 版サイズに折り込むこと。

④ 参加資格者が提案を辞退する場合は、提案辞退届（任意書式）を令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時までに持参または郵送で事務局あてに提出すること。

第 8 条 プレゼンテーション審査

以下のとおりプレゼンテーションによる審査を行う。

なお、審査にあたっては、別表の「企画提案書の審査基準」に基づいて採点を行う。

(1) 日時・場所

令和 8 年 8 月 28 日（金）予定

高石市役所 会議室

(2) 時間構成

1 事業者あたり 35 分程度（予定）

（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 15 分）

(3) その他留意点

① パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。

② 必要機器の準備に要する時間は、プレゼンテーションの時間に含まないものとするが、円滑に審査が進められるよう、準備等については速やかに行うこと。

③ 参加者については、各作業内容の担当者は必須とする。

④ プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル、電源は高石市が準備する。

第 9 条 審査及び審査結果の通知と公表

(1) 審査

提案の審査にあたっては、企画提案書に基づくプレゼンテーションの審査を行い、最優秀提案 1 者を選定する。応募者が 1 者であった場合でも審査を行い、評価点が最低基準点を満たせば最優秀提案者として選定する。なお、評価点合計は 100 点とし、最低基準点は 60 点とする。

審査においては、次の事項を重視する。

① 本事業の専門性に対応した業務実施体制の構築が確認できること。

- ② 設計・施工一括方式のメリットを生かした計画及び工程（スケジュール）の合理性など
- ③ 工事期間中の施工管理についての具体性
- ④ 光環境の設計や照明器具の選定における利用者への配慮や工夫
- ⑤ 賃貸借期間中の維持管理及び緊急時の体制
- ⑥ 消費電力・電気料金・二酸化炭素排出量の算定とその削減内容
- ⑦ 独自の知見・ノウハウに基づく提案、付加価値や機能、創意・工夫など
(特に、施工期間中におけるグラウンドの一般利用者の安全性や、利用制限期間が最小限となるような工夫がなされているか)
- ⑧ 見積価格が安価であること

(2) 審査基準

審査においては、別表1「企画提案書の審査基準」の総合得点が最も高い提案を行った参加者を最優秀提案者として、事業契約に向けての優先交渉権者とする。

(3) 審査対象外

- ① 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- ② 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 参加者の資格（資格制限含む）を満たさなくなった場合

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、高石市からすべての参加者（代表者）に電子メールで通知する。

① 通知日

令和8年9月1日（火）午後5時まで 予定

(5) 審査結果の公表

最優秀提案者を選定後、高石市ホームページにて結果を公表する。

※公表する内容

- ・参加業者数
- ・最優秀提案者
- ・審査の点数

第10条 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ① 契約相手方となった事業者（以下「事業者」という。）は、実施要領、配布資料契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- ② 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、高石市と事業者の両方で誠意をもって協議をすること。

(2) 契約期間中の事業者と高石市の関わり

当事業は、事業者の責により遂行する。高石市は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行うこと。

(3) 高石市と事業者との責任分担

① 基本的な考え方

提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で別途協議を行うこと。

② 予想されるリスクと責任分担

高石市と事業者の責任分担は、原則として別表2の「予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うこと。

③ 事業の継続が困難となった場合における措置

事業の継続が困難となった場合の措置については、賃貸借契約書において定めるものとする。

別表1 企画提案書の審査基準

評価の基準及び審査項目		配点
事業者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の財務状況、規模など ・業務実施体制の妥当性、同種、同規模の施工実績 	10
業務評価	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工一括方式のメリットを活かした計画及び工程（スケジュール）の合理性、実現の確実性など 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中の施工管理及び施工品質について、具体的な提案がなされているか。 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・光環境の設計や照明器具の選定における利用者への配慮や工夫などがなされているか。 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借期間中の維持管理の内容、体制が確立されているか。 ・緊急時の体制や不具合時の対応が提案されているか。 	15
	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出量の算定とその削減内容が適正になっているか。 ・消費電力・電気料金等、経費削減の効果が有益であるか。 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の知見・ノウハウに基づく提案、オリジナリティの高い付加価値や機能、創意、工夫等、高石市にとって有益な内容であるか。特に、施工期間中におけるグラウンドの一般利用者の安全性や、利用制限期間が最小限となるような工夫がなされているか。 	25
提案価格	$\frac{\text{提案価格のうち最低見積価格}}{\text{当該事業者の見積価格}} \times \text{配点}$ （少数点以下切捨て）	30

別表2 予想されるリスクと責任分担 (1/2)

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			高石市	事業者	
前 段 階	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	●		
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		●	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合	●	●	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全の確保		●	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		●	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	●	●	
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		●	
	事業の中止・延期	高石市の指示		●	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		●	●
		周辺施設に必要な許可等の遅延によるもの		●	●
事業者の事業放棄・破たんによるもの				●	
高石市の事業放棄によるもの			●		
計 画 ・ 設 計 段 階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	●	●	
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	●	●	
	設計変更	高石市の提示条件、指示の不備によるもの	●		
		事業者の指示・判断によるもの		●	
資金調達	必要な資金の確保に関するもの		●		
工 事 段 階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		●	
	不可抗力	天災などによる設計変更（詳細は契約書による）	●	●	
	物価	急激なインフレ・デフレ	●	●	
	用地の確保	資材置場の確保		●	
	設計変更	高石市の提示条件、指示の不備によるもの	●		
		事業者の指示・判断によるもの		●	
	工事遅延・未完工	高石市の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延	●		
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		●	
	工事費増大	高石市の指示、承諾による工事費の増大	●		
		事業者の指示、判断によるもの		●	
	性能	要求仕様不適合		●	
	一般的改善	引渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		●	
引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害			●		

別表2 予想されるリスクと責任分担 (2/2)

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			高石市	事業者
維持管理 関連	計画変更	用途の変更等、高石市の責による事業内容の変更	●	
		事業者が必要と考える計画変更		●
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	●	
	維持管理費の増大	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		●
	設備の損傷	高石市の故意・過失または施設に起因する設備の損傷	●	
		事業者の故意・過失に起因する設備の損傷		●
	施設の損傷	高石市の故意・過失または施設に起因する設備の損傷		●
		事業者の故意・過失に起因する設備の損傷		●
	瑕疵担保	設備に関する隠れた瑕疵の担保責任	●	●
	不可抗力	火災・天災などの不可抗力による設備等の損傷	●	●
機器の不良	機器が所定の性能を達成しない場合		●	
光熱費単価	光熱費単価の変動	●		
保証 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		●
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		●